

○四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年6月26日

条例第9号

改正 昭和56年12月28日条例第23号

昭和58年1月21日条例第2号

平成2年12月26日条例第26号

平成6年3月31日条例第8号

平成6年9月30日条例第22号

平成10年10月1日条例第18号

平成10年12月18日条例第23号

平成12年3月24日条例第11号

平成16年10月1日条例第13号

平成18年6月13日条例第21号

平成18年10月1日条例第29号

平成19年12月11日条例第24号

平成20年3月28日条例第5号

平成21年3月12日条例第4号

平成24年3月12日条例第3号

平成26年9月11日条例第15号

平成27年12月8日条例第28号

平成29年2月27日条例第1号

平成29年9月5日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立の促進並びに児童の健康の保持及び健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父(母)が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情

にあった者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときは除く。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (6) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であつて、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、四條畷市の区域内に居住地を有する者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による医療費の助成は行わない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (2) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、若しくは入院している者(通所し

ている者を除く。)

#### (所得の制限)

第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、その適用を受けようとする前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該損害を受けた者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 第1項において、計算される所得の範囲及びその額の計算方法については規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額未満となる者は除く。

#### (助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生

活療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)をひとり親家庭医療費として助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において支給しない。
  - (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。
  - (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
  - (3) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を受けたとき。
  - (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付の給付を受けたとき。
- 3 医療費の助成は、助成額を市長が健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者で規則で定める病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(申請)

第4条 この条例により医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第4条の2 市長は、前条の申請を受理したときは、その資格又は内容を審査し、医療費の助成を行うか否かを決定する。

- 2 市長は、医療費の助成を行うことを決定したときは、当該申請をした者に規則で定める医療証(以下「医療証」という。)を交付する。
- 3 市長は、医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに、その旨を当該申請をした者に通知する。

(医療証の有効期限)

第4条の3 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。

(医療証の更新等の申請)

第4条の4 医療証の交付を受けた者が、前条の有効期限の満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 医療証の交付を受けた者は、対象者の数に変更があった場合は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 第4条の2第1項から第3項までの規定は、前2項の規定による申請について準用する。

(助成の適用)

第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、第4条の規定による申請のあった日(以下「申請日」という。)から適用する。ただし、申請日の属する月の前月以前から申請日までに第2条第1項各号に掲げる者に該当していた場合は、申請日の属する月の初日から適用する。

2 対象者が、災害その他やむを得ない理由により第4条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から適用する。

(医療証の提示)

第6条 第4条の2第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「助成の決定」という。)を受けた者(以下「受給者」という。)は、療養を受けようとするときは、保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成の決定の取消し等)

第7条の2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 対象者に該当しないこととなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 第4条若しくは第4条の4第1項若しくは第2項の規定による申請又は第10条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

(2) 受給者が、正当な理由がなくて、第8条の2の規定による求めに応じないとき。  
第7条の3 市長は、受給者が、正当な理由がなくて、第10条第1項の規定による届出をしないときは、助成を一時差し止めることができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、第7条の2第1項の規定により助成の決定を取り消した場合又は同条第2項の規定により助成の全部又は一部を行わない場合において、当該取消しに係る部分又は助成の全部若しくは一部を行わない決定をした部分に関し、既に助成が行われているときは、期限を定めてその額の返還を命ずることができる。

(書類の閲覧等の要求)

第8条の2 市長は、受給者又は関係機関に対して、当該受給者が対象者に該当するかどうかについて確認する必要があると認めるときは、必要な書類の閲覧又は資料の提出を求めることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 ひとり親家庭医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出の義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項について変更があったときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、規則で定める日から施行する。

2 平成10年7月31日においてこの条例により医療費の助成を受ける者で児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第224号。以下「一部改正政令」という。)第1条の規定による改正後の児童扶養手当法施行

令(昭和36年政令第405号)第2条の4の規定を適用した場合において児童扶養手当を受けることができないもののうち、一部改正政令第1条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第2条の4の規定を適用した場合において、第2条第1項及び第2項に掲げる者に該当することとなるものは、平成10年8月1日から平成11年10月31日までの間は、同2項に規定する者とみなす。

附 則(昭和56年条例第23号)

この条例は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律が施行された日から施行する。

附 則(昭和58年条例第2号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に行われた改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例、四條畷市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例及び四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成2年条例第26号)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項及び第3条第2項の規定並びに第2条の規定による改正後の四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第2条第1項及び第3条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に関する給付に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に関する給付に係る母子家庭医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付に係る母子家庭医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例、四條畷市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項第4号の規定は平成10年1月1日から適用し、第1条の規定による改正後の四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例附則及び新条例附則の規定は平成10年8月1日から適用する。

附 則(平成10年条例第23号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

5 第3条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項及び第2条の規定による改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例



第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第5号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号の改正規定、第2条中四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号の改正規定及び第3条中四條畷市営住宅条例第4条第2項第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中第1条の2第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 重度障害者医療費の助成、ひとり親家庭の医療費の助成及び子どもの医療費の助成の決定に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年8月11日

規則第11号

改正 昭和56年7月10日規則第10号

昭和57年8月7日規則第17号

昭和58年1月29日規則第4号

昭和59年9月1日規則第17号

昭和60年3月30日規則第10号

昭和63年7月22日規則第12号

平成元年3月31日規則第4号

平成2年12月26日規則第21号

平成6年9月30日規則第24号

平成9年3月31日規則第5号

平成10年3月31日規則第9号

平成10年10月1日規則第37号

平成16年10月29日規則第31号

平成18年7月13日規則第27号

平成22年7月30日規則第17号

平成24年7月25日規則第16号

平成26年10月6日規則第16号

平成27年12月28日規則第30号

平成29年4月18日規則第15号

平成30年3月29日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第1条の2第2項第3号の規則で定める障害の状態)

第1条の2 条例第1条の2第2項第3号に規定する規則に定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)別表第2に定められた障害をいう。

(条例第1条の2第2項第6号の規則に定める児童)

第1条の3 条例第1条の2第2項第6号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。)又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 母が婚姻(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)によらないで懐胎した児童
- (4) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第2条の2第1項の規則で定める所得の額)

第2条 条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等(条例第2条の2に規定する者をいう。)にあつては、令第2条の4第2項の表において、上欄の区分に応じて同表中欄に定められた額を準用し、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては、令第2条の4第4項に規定する額を準用する。

- (1) 条例第1条の2第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ父又は母がないもの
- (2) 前条第2号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 前条第3号に該当する児童(父から認知された児童を除く。)であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 前条第4号に該当する児童

2 条例第2条の2第1項第2号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第5項に規定する額を準用する。

(所得の範囲)

第2条の2 条例第2条の2第3項に規定する所得の範囲は、前年の所得(各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、その適用を受けようとする前々年の所得)のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。)及

び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下次条において同じ。)に係る所得とする。

(所得の額の計算方法)

第2条の3 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条を準用する。この場合において、同条中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第2条の2第4項に規定する所得の額の計算方法」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」とそれぞれ読み替える。

(所得の額の計算方法の特例)

第2条の4 条例第2条の2第4項の規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額(同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは、「前条の規定によつて計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至つたときは、その超えるに至つた日後に受けた医療に係るひとり親家庭医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に定める額を控除した額)を前条の規定によつて計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によつて計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額(その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。)に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となつた損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払つた条例第2条に規定する者に係る

地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によつて計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至つたときは、その超えるに至つた日後にその者が受けた医療に係るひとり親家庭医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払つたその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と200万円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額)とのいずれか低い額を前条の規定によつて計算したその所得の額から控除するものとする。

- (1) 前条の規定によつて計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額(その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。)に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となつた医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額
- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 前条の規定によつて計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額  
(条例第3条第1項の規則で定める社会保険に関する法律)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める社会保険に関する法律は、次のとおりとする。(以下「社会保険各法」という。)

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (2) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (3) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(助成の適用の特例)

第3条の2 大阪府内の市町村から四條畷市の区域内に居住地を変更した者の医療費の助成は、当該居住地を有した日の属する月に助成の申請をした者に限り、当該居住地に有した日から適用する。

(医療証の交付申請)

第4条 条例第4条の規定による申請は、ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書(様式第1

号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「医療保険各法」という。)の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
  - (2) 児童扶養手当を受けている者は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書
  - (3) 児童扶養手当の認定若しくは改定の請求又は現況届の提出をしている者にあつては、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条各号、第2条各号又は第4条各号に定める書類又はこれに準じる書類及び市長が指定した書類
  - (4) その他市長が必要と認めた書類
- 2 前項の規定は、条例第4条の4第1項の規定による医療証の更新の申請について準用する。
- 3 条例第4条の4第2項の規定による対象者の数に変更があつた場合の申請は、次に掲げる書類に第1項各号に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 対象者の数が増加したとき ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書(様式第1号)
  - (2) 対象者の数が減少したとき ひとり親家庭医療費助成資格喪失届(様式第6号)  
(医療証の様式)

第5条 条例第4条の2に規定する医療証の様式は、ひとり親家庭医療証(様式第2号)とする。

(一部自己負担額)

第5条の2 条例第3条第1項の規則で定める一部自己負担額(治療用装具の支給を除く。)は、同条第3項に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下この条において「保険医療機関」という。)ごとに1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第6条に規定する受給者(以下「受給者」という。)が負担すべき医療費の額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が同一の月に同一の保険医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の保険医療機関の診療とみなす。
- 4 受給者が同一の月に同一の保険医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場

合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の保険医療機関について受けたものとみなす。

- 5 受給者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。
- 6 前項の規定による助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成申請書兼口座振替依頼書(様式第3号)に、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明する書類、当該医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添えて、その医療を受けて一部自己負担額を支払った日の属する月の翌月以降に市長に申請しなければならない。ただし、市長が保険医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りではない。
- 7 条例第3条第1項及び第2項第2号に規定する給付は、国民健康保険法等の法令に基づく保険給付及び健康保険組合等の規約等に基づく付加給付とし、これらの給付額及び一部自己負担額を控除した額について助成するものとする。

(条例第3条第3項の規則で定める保険医療機関等)

第5条の3 条例第3条第3項の規則で定める保険医療機関等は、大阪府内及び奈良県内の病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者のうち市長が別に定めるものとする。

(助成の方法の特例)

第5条の4 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 医療保険各法の規定により、受給者に係る保険外併用療養費、療養費(医療保険の対象として認められる海外療養費を含む。)、訪問看護療養費、高額療養費、特別療養費、家族療養費(社会保険各法の適用がある場合に限る。)又は家族訪問看護療養費が現に支給されたとき(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)
- (2) 前条に規定する保険医療機関等以外で療養の給付を受けたとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めるとき。

2 第5条の3第6項の規定は、条例第8条ただし書に規定する方法による医療費の助成を受けようとする場合について準用する。

(医療証の有効期限等)

第6条 医療証の有効期限は、条例第4条の3に規定する日又は条例第1条の2第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日とする。



2 医療証は、次の各号のいずれかに掲げる日の前日に失効する。

- (1) 受給者が四條畷市の区域内の居住地を有しないこととなつた日(四條畷の区域内に居住地を有しない日に四條畷市以外の市町村に居住地を変更した場合は、当該日の前日)
- (2) 医療保険喪失日の前日
- (3) 受給者死亡日
- (4) 条例第1条の2第2項に規定するひとり親家庭に該当しないこととなつた日の前日
- (5) 条例第2条第2項各号のいずれかに該当することとなつた日の前日

(医療証の更新の申請等)

第7条 条例第4条の4第1項の規定による医療証の更新の申請は、市長が指定する期間内に市長に提出しなければならない。

(医療証の再交付申請)

第8条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証再交付申請書(様式第4号)を市長に再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、汚損したときの前項の申請は、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 受給者は、医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(届出事項等)

第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める住所、氏名、その他の事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、ひとり親家庭医療費助成資格変更届(様式第5号)、ひとり親家庭医療費助成個人番号変更等申出書(様式第7号)又はひとり親家庭医療費助成資格喪失届(様式第6号)に医療証を添え、その事由が生じたときから14日以内に市長に提出することにより行わなければならない。ただし、第3号及び第4号に係る届出は、医療証の添付を要しない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 医療保険関係の変更
- (4) 個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)
- (5) 資格喪失

- 2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に、ひとり親家庭医療費助成資格喪失届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

#### 第10条及び第11条 削除

(損害賠償を受け得る場合の届出)

- 第12条 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略等)

- 第13条 市長は、この規則に定める申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則に定める申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、条例第4条及びこの規則第3条から第5条までの規定は、昭和55年8月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項中「毎年10月31日」とあるのは、有効期間の初日が昭和55年10月1日から昭和55年10月31日までの医療証にあつては、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。
- 3 第5条第2項括弧書きの規定にかかわらず、収容が昭和55年11月1日以後になお継続する者に係る医療券の有効期限は、収容の終了する日(収容が、昭和56年11月1日以後になお継続するときは、昭和56年10月31日)とする。
- 4 平成24年7月1日から同月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、第2条第1項及び第2項並びに第2条の3中「、令」とあるのは、「、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第430号)第11条の規定による改正後の令」とする。

附 則(昭和56年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日から適用する。

附 則(昭和58年規則第4号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第17号)抄

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年規則第12号)

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第21号)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号)第4条第2項の規定により交付された医療券で現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則の規定による医療券とみなす。

附 則(平成6年規則第24号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1号並びに第9条第1項第3号、第4号及び第6号の規定は平成10年1月1日から、同項第8号の規定は同年8月1日から適用する。

附 則(平成16年規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の四條畷市母子家庭の医療の助成に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成18年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条の2第5項及び第6項の規定は、平成18年7月1日以後に行われる医療に係る一部自己負担額について適用し、同日前に行われた医療に係る一部自己負担額については、なお従前の例による。

3 改正前の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成22年規則第17号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年7月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第30号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の身体障害者等医療費助成規則」という。)の規定、第2条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 8 改正後の身体障害者等医療費助成規則第8条第1項第1号及び第2条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第5条の4第1項の規定は、施行日以後に新たに対象となる対象者に適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

- 9 重度障害者医療費の助成、ひとり親家庭の医療費の助成及び子どもの医療費の助成の決定に関する手続その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号

ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書

四條畷市長 宛		提出日	年 月 日	
申請者 (保護者)	氏名	Ⓜ		
	生年月日	年 月 日	個人番号	
	住所			
	1月1日の住所			
連絡先	申請者・配偶者・自宅・その他	電話番号	— —	
扶養 義務者	氏名			申請者との続柄
	生年月日	年 月 日	個人番号	
	1月1日の住所			
扶養 義務者	氏名			申請者との続柄
	生年月日	年 月 日	個人番号	
	1月1日の住所			

下記のとおり医療証の交付(更新)を申請します。

なお申請に伴い、四條畷市ひとり親家庭医療費助成担当課が、四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づいて、私(配偶者・扶養義務者を含む。)の世帯状況、地方税関係情報及び健康保険加入状況の個人情報の取得並びに助成資格について審査されることに同意します。

申請理由	1. ひとり親家庭該当    2. 転入    3. 保険変更 4. 生活保護廃止    5. 所得制限非該当    6. その他( )					
対象者	氏名(ふりがな)	生年月日	性別	個人番号		①との続柄
	①父母または養育者	・	男・女	/		本人
	②児童	・	男・女			
		・	男・女			
加入医療保険	被保険者等	住所				①との続柄
		氏名				
	保険種別	協会けんぽ・組合・国保・共済・国組・その他				付加給付
	記号・番号	・		保険者番号		
	保険者名					
資格認定日	本人	年 月 日	児童	年 月 日		
児童扶養手当受給の有無	有・無		児童扶養手当証書の番号			

(注1) 児童扶養手当の支給を受けていない方は、別紙1及び別紙2の書類を提出してください。

(注2) 児童扶養手当において、認定若しくは額改定の請求している方又は現況届の提出をされる方は、児童扶養手当で提出された書類にて受給資格の審査を行います。

様式第2号

(表面)

この証は大阪府内と一部奈良県内で使用できます。(奈良県内は社会保険加入者のみ)

ひとり親家庭医療								
医 療 証								
公費負担者番号	8	2	2	7	0	3	0	7
住 所								
受給者番号				生年 月日				
氏 名								
受給者番号				生年 月日				
氏 名								
受給者番号				生年 月日				
氏 名								
受給者番号				生年 月日				
氏 名								
有効期間								
発行機関 及び印	四條畷市長			大阪府				
交付年月日								

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなつたとき又は有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに四條畷市長に返してください。  
なお、資格がなくなつてからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費(自己負担相当額)は四條畷市へ返還していただきますのでご注意ください。
- 4 氏名、住所に変更があつたとき又は加入している医療保険若しくはその内容に変更があつたときは、14日以内にこの証を添えて四條畷市長にその旨を届出てください。
- 5 他の都道府県の医療機関で受診されたときは、いつたん医療費を支払っていたき、翌月以降に、指定の手続きにより払戻しの請求ができます。医療機関の領収証の原本を添えて手続きをしてください。
- 6 この証を破つたり、汚したり又は失つたりしたときは再交付を受けてください。



様式第3号

ひとり親家庭医療費助成申請書兼口座振替依頼書

四條畷市長 宛

提出日	年 月 日
申請者 (保護者)	住所 四條畷市
	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
	電話

次のとおり医療費の支給を申請しますので、下記金融機関の口座に振り込んでください。  
 なお、添付する領収証について、医療機関に照会することに同意します。

受給医療	<input type="checkbox"/> 子ども医療		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療		
受診者	受給者番号		健康 保 険 証	記号番号	
	氏名			保険者名	
	生年月日	年 月 日		保険者番号	
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他：四條畷市		保険者電話	
振込 口座	銀行	支店	種目	口座番号	名義人(カタカナ)
			普・当		
<input type="checkbox"/> 医療費控除申告の予定あり。					

■添付書類：医療機関発行の領収証の原本(受診された方の氏名・保険点数・診療日数が入ったもの)

※領収証は原則お返ししません。医療費控除申告のため原本が必要な場合には、上の申告予定欄にチェックをいれてください。

受付日の翌月20日頃お送りする支給決定通知書に同封させていただきます。

※自己負担分が発生しない領収証はお返ししませんので、ご了承ください。

受付日
-----

受理票交付番号	
---------	--

キリトリ

受理票交付番号	
---------	--

受付日
-----

申請書受理票

医療費助成申請書兼口座振替依頼書を受理しました。

申請者	続柄
受診者	

申請者の氏名・続柄・受診者の氏名のご記入をお願いします。

振込日は受付日の翌月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)となります

受給者番号  受給者 ( )

計算欄

月	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額	一部自己負担額	高額療養費(付加給付)	支給決定額
	入院・外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院・外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院・外来 医科・歯科・調剤・その他						
	一部自己負担額償還		自己負担額		支給決定額		
	計【府・市】						

様式第4号

ひとり親家庭医療証再交付申請書

年 月 日

四條畷市長 あて

申請者 住 所  
氏 名



電話

下記のとおり医療証の再交付を申請します。

申 請 理 由		1. 破れたため 2. よごれたため 3. 失ったため 4. その他( )													
対 象 者	居 住 地														
	父 母 又 は 養 育 者	フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男・女)	受給者 番 号								
	児 童	フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男・女)	受給者 番 号								
		フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男・女)	受給者 番 号								
		フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男・女)	受給者 番 号								
		フリガナ 氏 名	生年月日	.	.	(男・女)	受給者 番 号								
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 等	住 所													
		氏 名													
	保 険 種 別	協 ・ 組 ・ 日 ・ 船 ・ 共 ・ 国													
	記 号 番 号														
	発 行 機 関	所 在 地													
名 称															

(注)裏面に古い医療証を添付してください。

様式第5号

ひとり親家庭医療費助成資格変更届

四條畷市長 宛		提出日	年 月 日
届出者 (保護者)	氏名	㊟	
	住所		
連絡先	届出者・自宅・その他 ( )	電話番号	- -

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

なお、届出に伴い、四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づいて、私（配偶者・扶養義務者を含む。）の世帯状況、地方税関係情報及び健康保険加入状況の個人情報並びに助成資格について審査されることに同意します。

1	ふりがな 保護者氏名	-----	受給者番号						
2	ふりがな 児童氏名	-----	受給者番号						
3	ふりがな 児童氏名	-----	受給者番号						
4	ふりがな 児童氏名	-----	受給者番号						
変更項目		新		旧					
氏変更	<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 児童								
住所	<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 児童								
健康 保険 証	被保険者氏名								
	被保険者住所								
	保険種別	1. 全国保険協会（協会けんぽ） 2. 組合保険 3. 国民健康保険 4. 共済組合 5. 国民健康保険組合 6. その他（ ）							
	記号・番号	・	保険者番号						
その他の変更									
変更事由		<input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 保険変更 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
事由発生日		年 月 日							
備考									

様式第6号

ひとり親家庭医療費助成資格喪失届

年 月 日

四條畷市長 宛

届出者 住所 四條畷市  
(保護者) 氏名 印  
電話 ( )

下記のとおり資格を喪失しましたので届け出ます。

1	フリガナ 保護者氏名	-----	受給者番号						
2	フリガナ 児童氏名	-----	受給者番号						
3	フリガナ 児童氏名	-----	受給者番号						
4	フリガナ 児童氏名	-----	受給者番号						
住所		<input type="checkbox"/> 届出者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( 四條畷市 )							
喪失事由		<input type="checkbox"/> 保険喪失 <input type="checkbox"/> 転 出 <input type="checkbox"/> 婚 姻 <input type="checkbox"/> 年齢到達 <input type="checkbox"/> 所得制限抵触 <input type="checkbox"/> 生保開始 <input type="checkbox"/> 他公費負担移行 ( ) <input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> その他							
事由発生年月日		年 月 日							

裏面に医療証を添付してください。

様式第7号

ひとり親家庭医療費助成 個人番号変更等申出書

四條畷市長 宛

私は、ひとり親家庭医療費助成に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

- 1 個人番号の変更等を申し出る事由
  - (1) 受給者の個人番号が変更されたため
  - (2) 扶養義務者等の個人番号が変更されたため
  - (3) 児童の個人番号が変更されたため
- 2 個人番号の変更等の内容について
  - (1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな 扶養義務者等の氏名	生年 月日	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3) の場合

ふりがな 児童の氏名	生年 月日	変更前の個人番号	変更後の個人番号

年 月 日  
【申出人】（受給者）

住所 四條畷市  
氏名

生年月日

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号